

**第83回**  
**焼津市都市計画審議会議案**

**日 時**            令和6年1月29日（月）  
                     午後2時00分～

**会 場**            焼津市役所本庁舎 7階 会議室 7A



## 第83回焼津市都市計画審議会議案一覧

番 号	件 名	決定者	頁
議案第 1 号	志太広域都市計画下水道の変更について	焼津市	1 ~ 4 (附図 1~5)
議案第 2 号	志太広域都市計画緑地の変更について	焼津市	5 ~ 8 (附図 6~7)
議案第 3 号	特殊建築物の敷地の位置について		9 ~10 (附図 8~11)
議案第 4 号	焼津市立地適正化計画(案)の策定について		11

議案第1号

志太広域都市計画下水道の変更について、下記のとおり焼津市長より意見を求められていますので、審議願います。

令和6年1月29日提出

焼津市都市計画審議会  
会 長  
池 田 浩 敬

---

焼 65 - 194 号  
令和6年1月15日

焼津市都市計画審議会会長 様

焼津市長 中野弘道

志太広域都市計画下水道の変更について（付議）

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

## 理 由

市街地における持続可能な汚水処理を図るため、公共下水道の排水区域、下水管渠及びその他施設を本案のとおり変更する。

## 変 更 理 由

焼津市の公共下水道は、昭和 40 年に基本構想を策定、昭和 43 年に基本計画を立案、昭和 44 年に焼津駅を中心とする既成市街地 495ha を排水区域として都市計画に定め、以降、市街化の拡大とともに 11 回の変更を経て、市街化区域において排水区域 1,715ha を定めている。

公共下水道の整備進捗状況は、令和 4 年度末で約 550ha と 3 割強に留まっており、人口減少や節水意識の向上による汚水量の減少が見込まれる中、公共下水道の整備が進まないことが課題となっている。

このため、全体計画における既排水区域について、国（国土交通省、農林水産省、環境省）が示す「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成 26 年 1 月）」に基づき、下水道処理系統や地形地物要件などを踏まえ集合処理・個別処理について経済性を含む総合的な比較を行い、排水区域の見直しを実施した。

その結果、集合処理に比べ個別処理の方が経済的に有利な区域を、排水区域から除外するため、本案のとおり都市計画を変更する。

この排水区域の変更に伴い、下水管渠の八楠汚水幹線及び汐入石津汚水幹線を廃止する。加えて、浜通汚水幹線及び大村新屋汚水幹線は都市計画に定める要件である「1,000ha 以上の流域を担う主要な管渠」から外れるため、都市計画を廃止する。

また、排水区域変更に伴い下水処理場の必要処理能力が低減されることから、汐入処理場の区域を一部廃止し、石津汚水中継ポンプ場及び梅田汚水中継ポンプ場を廃止する。

## 変更概要書

1. 下水道の名称 焼津市公共下水道

上段：変更後

下段：変更前

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 汚水 約 1,138ha

約 1,715ha

雨水 約 1,715ha (変更なし)

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
八桶汚水幹線	焼津市大栄町三丁目	焼津市八桶二丁目	廃止
汐入石津汚水幹線	焼津市小川字汐入	焼津市石津字下島	廃止
浜通汚水幹線	焼津市小川字汐入	焼津市新屋字新川	廃止 1,000ha 未満
大村新屋汚水幹線	焼津市新屋字新川	焼津市大栄町三丁目	廃止 1,000ha 未満
放 流 渠	焼津市小川字汐入地先	焼津市小川字汐入	変更なし

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他施設

内 訳	位 置	備 考
汐入下水処理場	焼津市小川字汐入	約 28,300 m <sup>2</sup> 約 54,400 m <sup>2</sup>
新屋下水ポンプ場	焼津市新屋字新川	約 2,700 m <sup>2</sup> (変更なし)
石津汚水中継ポンプ場	焼津市石津字下島	廃止 約 370 m <sup>2</sup>
梅田汚水中継ポンプ場	焼津市八桶二丁目	廃止 約 380 m <sup>2</sup>
石津雨水ポンプ場	焼津市石津港町	約 720 m <sup>2</sup> (変更なし)

「区域は計画図表示のとおり」

議案第2号

志太広域都市計画緑地の変更について、下記のとおり焼津市長より意見を求められていますので、審議願います。

令和6年1月29日提出

焼津市都市計画審議会  
会 長  
池 田 浩 敬

---

焼 65 -195 号  
令和6年1月15日

焼津市都市計画審議会会長 様

焼津市長 中野弘道

志太広域都市計画緑地の変更について（付議）

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。



## 理 由

駿河湾や伊豆半島の眺望を活用した水辺レクリエーションネットワークの形成をより一層図るため、本案のとおり都市計画緑地を変更するものである。

## 変 更 理 由

緑地5号潮風グリーンウォークは、焼津市一色字寄子から利右衛門字地蔵森に至る約11.5haの都市計画緑地として、令和2年に都市計画決定され、国が粘り強い構造を目指し実施する既存海岸堤防の補強と合わせ、市が堤防陸側に背面盛土と樹林による整備を行っており、当該海岸堤防と一体となった整備により、松林と駿河湾や伊豆半島の眺望を活用した水辺レクリエーションネットワークの形成を図っている。

令和2年の都市計画決定以降に区域外で計画されていた、潮風グリーンウォークに接続する背面盛土構造が決定し、潮風グリーンウォーク取合い部の盛土構造が変更になったことから、本案のとおり区域を変更する。

## 志太広域都市計画 区域区分の変更

「区域は計画図表示のとおり」

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑 地 名			
緑 地	5	潮風グリーンウォーク	焼津市一色字寄子 焼津市下小杉字浜川原 焼津市藤守字向川原 焼津市高新田字海岸 焼津市吉永字宮島 焼津市利右衛門字六軒屋 焼津市利右衛門字地藏森	約 <u>11.6 ha</u> 約 11.5 ha	約 700 m <sup>2</sup> の増

上段：変更後(下線部は変更箇所)

下段：変更前

議案第3号

特殊建築物の敷地の位置について、下記のとおり焼津市長より意見を求められていますので、審議願います。

令和6年1月29日提出

焼津市都市計画審議会  
会 長  
池 田 浩 敬

---

焼 66 - 365 号  
令和5年12月28日

焼津市都市計画審議会会長 様

焼津市長 中野弘道

特殊建築物の敷地の位置について（付議）

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次のように審議会に付議します。

## 建築物の概要書

建 築 主	環境のミカタ株式会社 代表取締役 渡辺和良 静岡県焼津市上新田 1019 番地						
敷 地 の 位 置	焼津市利右衛門字天王 1049 番 1 他 17 筆						
敷 地 面 積	6,886.84 m <sup>2</sup>						
建 築 面 積	3,177.21 m <sup>2</sup>						
延 べ 面 積	3,112.28 m <sup>2</sup>						
構 造	鉄骨造						
用 途	工場（産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設）						
主 な 施 設	破砕施設及び固形燃料製造施設						
処 理 能 力	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">廃プラスチック類</td> <td style="text-align: right;">100.8 t/日</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td style="text-align: right;">104.0 t/日</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td style="text-align: right;">99.2 t/日</td> </tr> </table>	廃プラスチック類	100.8 t/日	木くず	104.0 t/日	紙くず	99.2 t/日
廃プラスチック類	100.8 t/日						
木くず	104.0 t/日						
紙くず	99.2 t/日						
稼 働 時 間	16 時間						
適 用	建築基準法第 51 条ただし書きの規定による						

## 理 由

環境のミカタ株式会社は、申請敷地周辺の 1 つの工場において、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可を取得し、一般廃棄物である廃プラスチック等の破砕及び固形燃料製造を行い、再資源化を行っている。

今回、増加する需要に応えるため、また、既存の建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可を取得した工場において問題があった際のリスク分散のため、新たな一般廃棄物処理施設の増築（新規に破砕施設及び固形燃料製造施設の設置）を計画している。

今回の計画により、破砕施設及び固形燃料製造施設の一般廃棄物の最大処理量は、廃プラスチック類が 100.8 t/日、木くずが 104.0 t/日、紙くずが 99.2 t/日となり、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 1 号に定める処理能力 5 t/日以上となるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要となった。

議案第4号

焼津市立地適正化計画(案)について、下記のとおり焼津市長より意見を求められていますので、審議願います。

令和6年1月29日提出

焼津市都市計画審議会  
会 長  
池 田 浩 敬

---

焼 65 - 196 号  
令和6年1月15日

焼津市都市計画審議会会長 様

焼津市長 中野弘道

焼津市立地適正化計画(案)について (付議)

このことについて、都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づき、貴審議会に付議します。